

会員の声

「健康危機に対応した保健所等の組織統合のあり方についての研究」を読んで

丸山 浩*

山本、藤本、神尾らの論文は¹⁾、保健所組織が他の地方行政機関と統合されている現状を踏まえ、健康危機管理の観点から問題点を指摘しているもので、公衆衛生の立場の人間として多くは首肯できるものといえよう。

特に印象深かったのは、全国的に保健所と福祉事務所の統合（あるいは出先機関全体を統合した「ミニ県庁化」）が進められている中で、保健・福祉サービスの主体である市、区においてはあまり進んでいないということに着目し、サービスの一体的提供という観点よりは「リストラ」の観点から説明した方が合理的としている点である。著者の指摘に即して考えれば、サービス主体として各々の業務量が増大している市、区においては統合すると組織が肥大化しすぎてしまい、別組織として運営した方がかえって効率的ということになるのであろう。また、組織統合により『集権的』なマネジメントが横行し、「地方分権」の成果といえるのかという指摘を紹介しているのも興味深く、この点については、別論文も出されているようであるが、更に掘り下げた分析を期待したい。なお、「ミニ県庁型」の統合組織の長の97%が事務吏員であるとの調査結果が報告されているが、これは都道府県の地方事務所の長は事務吏員をもってあてるとされている地方自治法第175条の規定によるものが大きいものと考えられることを付言しておきたい。

一方、著者は特に「ミニ県庁型」の統合組織においては、健康危機発生時に保健所長が自らの判断を迅速に発揮しにくいと指摘している。これは、一面において事実であろうが、逆に「保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書（以下『検討会報告書』とする。）」でも指摘されている

ように²⁾、自らの判断を統合組織の長を含めた多様な関係者に速やかに理解させることも危機管理上不可欠な能力であり、その能力に欠けるせいではないかとの諷りを受けないだろうか。

さらに、著者は統合組織において保健所の名称が使用されていない事例を「重大な問題」と指摘している。確かに地域保健法には保健所の名称独占の規定はあるが、これは、保健所が保健所という名称を使用しなければならないことを規定しているものとは言えない。むしろ、組織統合の如何に関わらず保健所が必要な機能・役割を果たしていないという事実があるとすれば、それこそ「重大な問題」なのではないだろうか。

地方分権とは言っても、地域住民の健康・安全の確保がなされるという前提があってこそその「分権」であり、そのための専門的な人材の確保は欠かせない。保健所長の医師資格要件についても、その議論が出る背景には、いみじくも検討会報告書で指摘されている能力・識見を有する人材が必ずしも保健所に配属されていなかったという事情が影響しているのではないだろうか。しかしながら、こうした医師の確保を保健所を設置する地方自治体一人の責に帰するのは酷であり、そのような人材を育てていく意味でも医学部・医科大学に課せられた使命は大きいものと考えられる。

医育機関に身を置く者として、まずは森尾が指摘するような³⁾、「強い責任感を持ち発言、行動する」ことができる人材を公衆衛生の現場においても輩出できるよう、隗より始めたいと考えている次第である。

（受付 2004. 6.23）
採用 2004. 7.16）

文 献

- 1) 山本覚子、藤本眞一、神尾友佳、他．健康危機に対応した保健所等の組織統合のあり方についての研究．日本公衛誌 2004； 51： 371-376.
- 2) 保健所長の職務の在り方に関する検討会．保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書．東京：厚生労働省，2004.
- 3) 森尾眞介．5年間の保健所長仕事の小考察．日本公衛誌 2003； 50： 181-182.

* 自治医科大学地域医療学センター公衆衛生学部門
連絡先：〒329-0498 栃木県河内郡南河内町薬師寺
3311-1 自治医科大学卒業指導部長 丸山 浩